

加古川市立別府中学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」第 2 条

(学校基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や生命に関わる重大事態を引き起こすおそれがある深刻な問題である。

本校では「いじめはどの子どもにも、どの学校(学級)でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、家庭、地域、関係機関等とも連携を図り、「いじめをしない させない 見逃さない!」学校づくりに取り組む。

特に、いじめを生まない土壌づくりなど未然防止に努めるとともに、情報の共有、教育相談、各種やアンケートなど、日々の観察により積極的認知に努め、早期対応をこころがける。その対応については、いじめられている立場に立って親身になって指導し、その情報を校内で共有し、組織的に対応するものとする。

また、指導後はいじめが解消している状態まで見守るとともに再発防止に努める。

いじめの基本認識

- ・いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・いじめは、その様態により、名誉毀損、侮辱罪等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者に、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1. 基本施策

(1) いじめの未然防止

- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた**道徳教育、人権教育**及び体験活動等の充実を図る。
- ・一人一人が大切にされ、安心して生活できる「**居場所づくり**」に努め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりを図る。
- ・生徒自身が目標達成したことや他者から認められたことで**自己有用感**を高めるような取組をする。
- ・いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、改善を図ると共にストレスに適切に対処できる力を育む。

- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の主体的・協同的な活動を通して、生徒の「心の絆」を深め、望ましい人間関係づくりに取り組む。
- ・校種間連携により、配慮を必要とする児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制や内容を構築する。
- ・家庭、地域と連携して、積極的な情報収集(インターネット・SNS上を含む)に努め、一体となった取組を推進する。

(2) いじめの早期発見、早期対応

- ・教職員が生徒の様子に目を配り、**情報共有と状況の見立て**を積極的に行うことで**いじめの兆候**を見逃さないようにする。
- ・「学校生活に関するアンケート」を年2回実施し、生徒の実態や学校生活適応感等を把握し、適切に対処する。
- ・年2回の「心の相談アンケート」を活用した**教育相談**を実施するとともに、「生活アンケート」を毎月実施し、生徒及び保護者がいつでも相談できるようにする。
- ・職員研修を計画的に実施し、いじめに関する**対応能力向上**に努める。
- ・教育相談コーディネーターを中心に「スクールカウンセラー」や「メンタルサポーター」、「スクールソーシャルワーカー」等を積極的に活用し、生徒・保護者・地域が相談しやすい体制づくりの充実に努める。
- ・学校園連携ユニットを充実させるとともに、教育懇話会や学校運営協議会などの会合でいじめに関して協議する機会をもつ。

(3) インターネットやSNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ネット上のいじめが確認された場合は、保護者と連携して書き込み内容を保存・記録し、必要に応じて速やかに教育委員会及び警察署等と連携する。
- ・生徒及び保護者が、ネット上のいじめを未然に防止し、効果的に対処できるよう「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。

2. いじめの防止等に関する取組

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策推進委員会」を設置する

① 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルサポーター等

② 活動

- ・学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめが疑われる情報の収集と記録、共有化に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

③ 開催

- ・月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

(2) いじめに対する措置

- ・いじめを発見・通報を受けた場合は「いじめ対策推進委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかに事実の確認を行う。

いじめを受けた生徒 → 話を親身になって聞き、心の安定を図るとともに解決に向けた強い姿勢を示す。

いじめを行った生徒 → その原因や背景についての聞き取りを行ったうえで相手の気持ちに着目させ

「いじめはいかなる理由があっても許されない」ことを指導する。

周囲の生徒

→ あった事実を聞き取る中で「観衆」であったか「傍観者」であったかを確認し、「仲裁者」や「相談者」への転換を促す。

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者にその事実を正確に連絡し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・いじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることができるようにするため、保護者、関係機関とも連携を図りながら、可能な限りの措置を講ずる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

III 重大事態への対処

(重大事態の定義)

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、その旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

IV その他の留意事項

(1) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に取組の評価を行う。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(2) 法の施行状況や国・県の基本方針に変更があれば本基本方針の見直しを検討する。

(3) 「対策プログラム」に基づく取組について「自己点検シート」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。